



令和5年1月24日

埼玉労働局

局長 久知良 俊二 殿

埼玉地方労働審議会

会長 荒居 善雄

埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当専門部会は、令和4年12月8日付け埼労発基1208第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正するのが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

現職

部会長 野本 夏生

弁護士

金井 郁

埼玉大学大学院人文社会科学研究科 教授

鈴木 奈穂美

専修大学経済学部 教授

家内労働者代表委員

柿沼 聡

連合埼玉 副事務局長

平井 孝史

UA ゼンセン埼玉県支部 主任

松本 聖和

サイボー労働組合 組合長

委託者代表委員

嶋田 昌美

サイボー株式会社 社外取締役

廣澤 健一

一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事

森 政浩

株式会社イサミコーポレーション 統括部長

埼玉県足袋製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の工程欄の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る。）

10足につき、金額欄に掲げる金額

工 程	金 額
足踏み通し	7 3 円
掛け押し縫い	5 5 円
こはぜ付け	7 4 円
羽縫い	1 0 5 円
甲縫い	1 0 3 円
尻止め	5 5 円
つま縫い	2 2 8 円
まわし縫い	7 7 円
アイロン仕上げ	2 6 9 円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くものとする。

4 効力発生の日 法定どおり